

愛媛労働局発表
令和7年5月30日

【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
課長 亀田 典男
課長補佐 渡邊 彰彦
電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)

報道関係者 各位

令和6年の労働災害発生状況について

～ 高年齢労働者の労働災害が増加 ～

愛媛労働局（局長 常盤 剛史）は、愛媛県の令和6年の労働災害発生状況を取りまとめましたので公表します。令和6年の労働災害による死亡者数は13人（前年比3人増）、休業4日以上の死傷者数は1,567人（前年比17人増・1.1%増）となりました。

特に近年増加傾向にあります高年齢労働者の災害に関しては、60歳以上の労働者で全体の3割を超える496人と、前年から45人（10.0%）の増加となりました。

「愛媛第14次労働災害防止推進計画」（令和5年度～令和9年度）では、令和9年までに、死亡災害を7人以下（過去最少）とし、休業4日以上の死傷災害を令和4年比で5%以上減少させることを目標にしており、目標達成に向け、高年齢労働者の転倒等の災害、建設業など特定の業種における災害の防止対策を推進してまいります。

【令和6年の労働災害の発生状況（概要）】

1. 死亡者数

- ・死亡者数 13人（前年比3人増）
- ・業種別 「製造業」6人、「建設業」2人、「道路貨物運送業」2人、
「清掃と畜業」2人、「その他」1人
- ・事故の型別 「高温・低温の物との接触」4人、「墜落・転落」2人、「飛来・落下」2人、
「はさまれ・巻き込まれ」2人、「転倒」1人、「爆発」1人、「おぼれ」1人

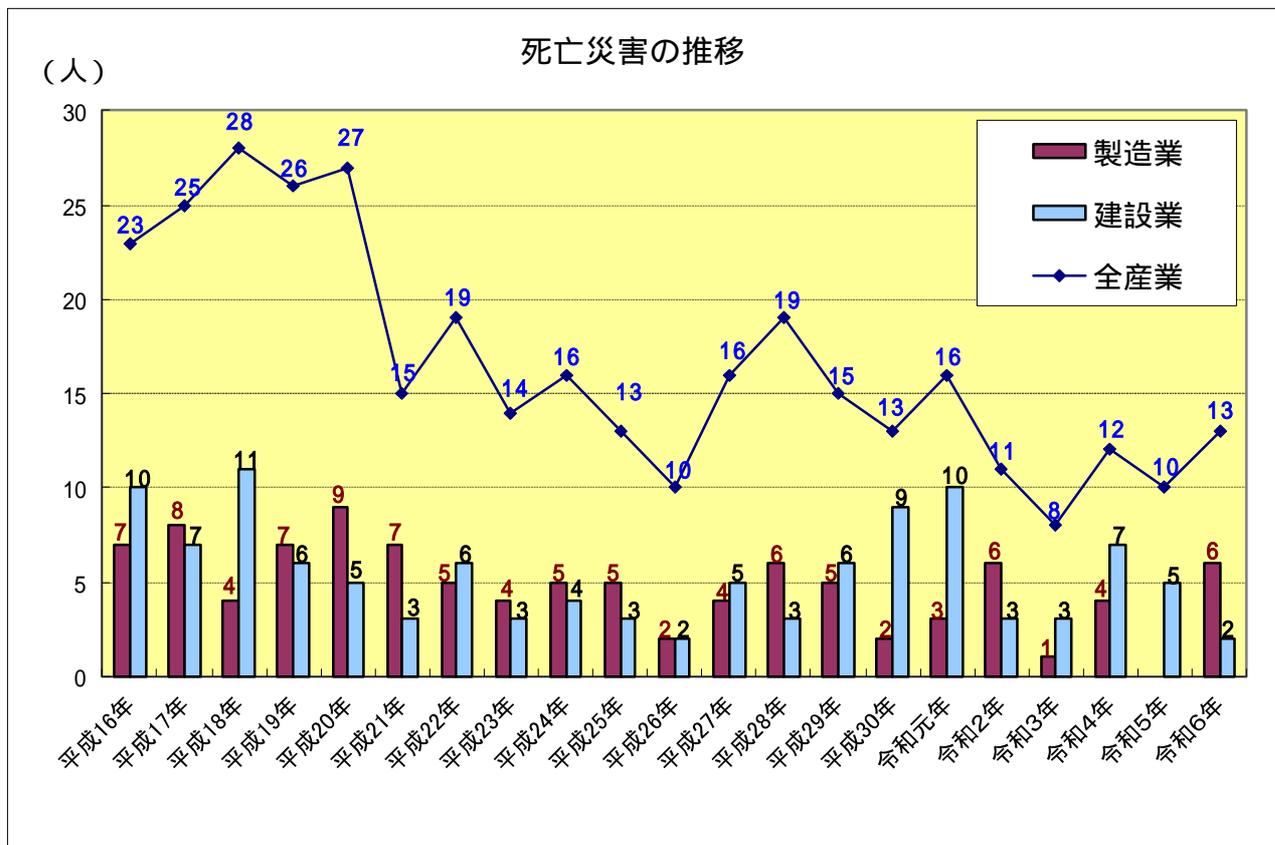
2. 死傷者数（休業4日以上・新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

- ・死傷者数 1,567人（前年比17人、1.1%増）
- ・業種別（上位5業種、（ ）内は前年比）
「製造業」423人（11人2.7%増）、「商業」230人（4人1.8%増）、「保健衛生業」218人（18人9.0%増）、「道路貨物運送業」166人（9人5.7%増）、「建設業」149人（21人12.4%減）
- ・事故の型別（上位5種別、（ ）内は全体に占める割合）
「転倒」428人（27.3%）、「墜落・転落」270人（17.2%）、「動作の反動・無理な動作」190人（12.1%）
「はさまれ・巻き込まれ」183人（11.7%）、「切れ・こすれ」87人（5.6%）

1 令和6年の死亡災害

(1) 死亡者数の推移

- ・愛媛県内の死亡災害は、増加傾向にあります。
- ・令和6年の死亡者数は13人でした。前年の10人から3人増加しました。



コロナ感染症を除いた数値

(2) 業種別の死亡災害発生状況

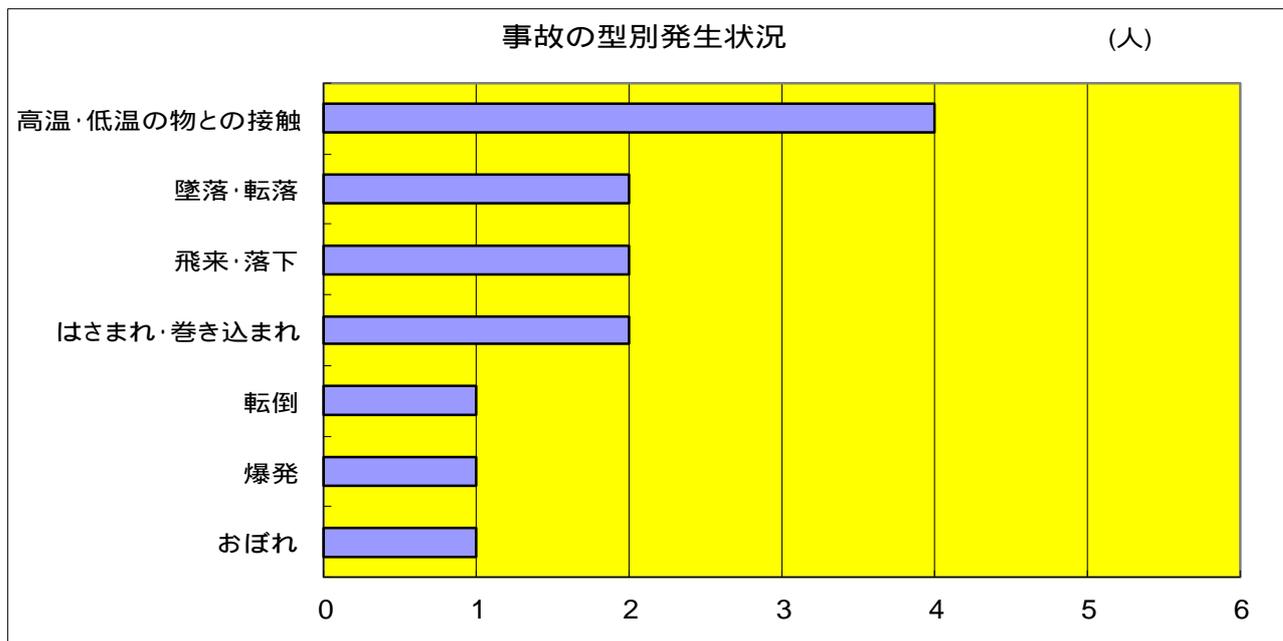
- ・令和6年業種別死亡者数は、「製造業」6人が最も多く、「建設業」、「道路貨物運送業」、「清掃と畜業」がそれぞれ2人、「その他の事業」が1人でした。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全産業	15	13	16	11	8	12	10	13
製造業	5	2	3	6	1	4	0	6
建設業	6	9	10	3	3	7	5	2
道路貨物運送業	2	0	0	0	0	0	0	2
農業	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	1	0	0	0	1	0	1	0
畜産・水産業	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	0	1	0	0	1	0	2	0
接客娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃と畜業	0	0	0	1	0	0	1	2
上記以外	1	1	3	1	2	1	1	1

コロナ感染症を除いた数値

(3) 事故の型別の死亡災害発生状況

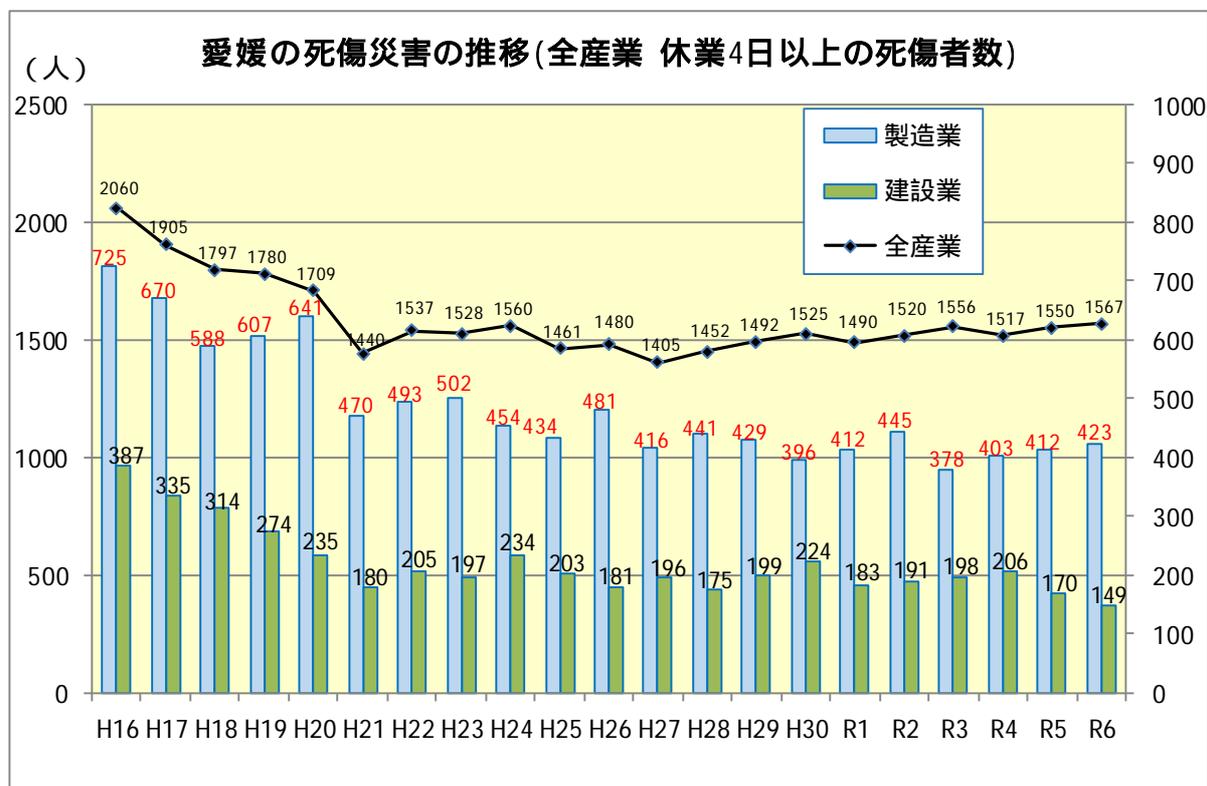
- ・令和6年死亡災害事故の型別では「高温・低温の物との接触」4人(全死亡者数に占める割合は、30.7%)が最も多く、次いで「墜落・転落」・「飛来・落下」・「はさまれ・巻き込まれ」各2人(同15.4%)、「転倒」・「爆発」・「おぼれ」各1人(各7.7%)でした。



2 令和6年の死傷災害

(1) 死傷者数の推移

- ・愛媛県下の死傷災害は、長期的には減少傾向ですが、平成27年以降は増加傾向にあります。
- ・令和6年「全産業」の死傷者数は1,567人でした。前年から17人増加(+1.1%)しました。
- ・令和6年「建設業」の死傷者数149人は過去最少でした。



コロナ感染症を除いた数値

(2) 主な業種別の発生状況

- ・業種別では「製造業」423人(全体に占める割合27.0%)、「商業」230人(14.7%)、「保健衛生業」218人(13.9%)、「道路貨物運送業」166人(10.6%)、「建設業」149人(9.5%)の順でした。
- ・令和5年と比べ最も死傷者が増加した業種は、「保健衛生業」で18人の増加(+9.0%)、次いで「鉄道・道路旅客業」で15人の増加(125.0%)でした。
- ・令和5年と比べ最も死傷者が減少した業種は、「建設業」で21人の減少(-12.4%)、次いで「林業」で20人の減少(増減率-46.5%)でした。
- ・「第三次産業」の死傷者数は710人と、前年から35人増加し(+5.2%)、「商業」230人(4人増加)、「保健衛生業」218人(18人増加)、「接客娯楽業」82人(11人増加)と、主な3業種ともに前年から増加しました。

主要な業種別の死傷者数 (増加業種は黄色で表示) (人)

	令和5年	令和6年	全産業に占める割合(%)	増減数	増減率(%)
全産業	1,550	1,567	-	+17	+1.1
製造業	412	423	27.0	+11	+2.7
建設業	170	149	9.5	-21	-12.4
道路貨物運送業	157	166	10.6	+9	+5.7
林業	43	23	1.5	-20	-46.5
第三次産業	675	710	45.3	+35	+5.2
うち商業	226	230	14.7	+4	+1.8
うち小売業	167	168	10.7	+1	+0.6
うち保健衛生業	200	218	13.9	+18	+9.0
うち社会福祉施設	137	160	10.2	+23	+16.8
うち接客娯楽業	71	82	5.2	+11	+15.5
うち飲食店	42	54	3.4	+12	+28.6
うちその他の第三次産業	178	180	11.5	+2	+1.1
上記以外	93	96	6.1	+3	+3.2

(3) 事故の型別発生状況

- ・「全産業」における事故の型別死傷者数は「転倒」428人が最も多く、次いで、「墜落・転落」270人、「動作の反動・無理な動作」190人の順でした。
- ・「製造業」では「はさまれ・巻き込まれ」の92人、「建設業」では「墜落・転落」の59人、「道路貨物運送業」では「墜落・転落」の49人、「林業」では「激突され」の10人が、最も多い事故の型でした。
- ・「第三次産業」における最も多い事故の型は「転倒」の274人で、「全産業」の64.0%を占めています。

事故の型別死傷災害発生状況(令和6年) (人)

業種	1位	2位	3位
全産業 1,567	転倒 428(27.3%)	墜落・転落 270(17.2%)	動作の反動・無理な動作 190(12.1%)
製造業 423	はさまれ・巻き込まれ 92(21.7%)	転倒 91(21.5%)	墜落・転落 54(12.8%)
建設業 149	墜落・転落 59(39.6%)	はさまれ・巻き込まれ 16(10.7%)	飛来・落下、動作の反動・無理な動作 各12(8.1%)
道路貨物運送業 166	墜落・転落 49(29.5%)	転倒 30(18.1%)	はさまれ・巻き込まれ 22(13.3%)
林業 23	激突され 10(43.5%)	墜落・転落 4(17.4%)	飛来・落下、転倒 各3(13.0%)
第三次産業 710	転倒 274(38.6%)	動作の反動・無理な動作 112(15.8%)	墜落・転落 78(11.0%)
うち小売業 168	転倒 67(39.9%)	動作の反動・無理な動作 23(13.7%)	墜落・転落 16(9.5%)
うち社会福祉施設 160	転倒 73(45.6%)	動作の反動・無理な動作 49(30.6%)	激突、激突され 各7(4.4%)

(4) 起因物別発生状況

- ・「全産業」の起因物別死傷者数は、「仮設物・建築物・構築物等」（足場、通路、階段など）398人が最も多く、次いで「用具」165人、「動力運搬機」155人の順でした。

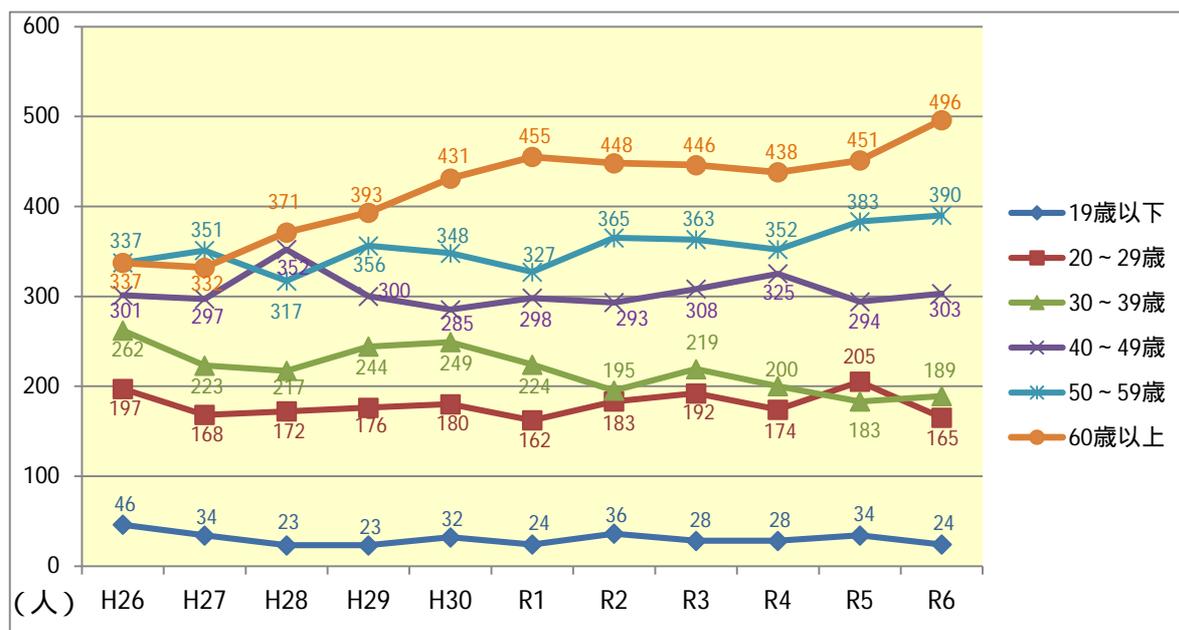
起因物別死傷災害発生状況（令和6年）（人）

業種	1位	2位	3位
全産業 1,567	仮設物・建築物・構築物等 398 (25.4%)	用具 165 (10.5%)	動力運搬機 155 (9.9%)
製造業 423	仮設物・建築物・構築物等 73 (17.3%)	一般動力機械、用具、材料 各49 (11.6%)	
建設業 149	仮設物・建築物・構築物等 44 (29.5%)	用具 24 (16.1%)	材料 20 (13.4%)
道路貨物運送業 166	動力運搬機 66 (39.8%)	仮設物・建築物・構築物等 26 (15.7%)	荷 23 (13.9%)
林業 23	環境等 12 (52.2%)	材料 4 (17.4%)	車両系木材伐出機械 ほか 各1 (4.3%)
第三次産業 710	仮設物・建築物・構築物等 238 (33.5%)	乗物 65 (9.2%)	用具 61 (8.6%)
うち小売業 168	仮設物・建築物・構築物等 50 (29.8%)	荷 24 (14.3%)	人力機械工具等 20 (11.9%)
うち社会福祉施設 160	仮設物・建築物・構築物等 57 (35.6%)	その他の起因物 45 (28.1%)	起因物なし 11 (6.9%)

(5) 年齢階層別発生状況

- ・平成28年以降「60歳以上」が最も多数の年齢階層となっています。
- ・「19歳以下」、「20～29歳」、「30～39歳」、「40～49歳」の被災者数は横ばい・減少傾向ですが、「50～59歳」、「60歳以上」は増加傾向にあります。
- ・「全産業」における「60歳以上」の死傷者数は496人と、全体の31.7%を占め、その割合は前年から2.6ポイント増加しました。
- ・「60歳以上」の災害が占める割合が高い業種は、「第三次産業」39.2%、「道路貨物運送業」24.7%、「建設業」24.2%、「製造業」23.9%の順となっています。
- ・「転倒」による死傷者のうち、「60歳以上」の占める割合は46.3%、「50歳以上」まで含めると73.4%となっています。

年齢階層別死傷災害発生状況の推移



コロナ感染症を除いた数値

【資料】

資料1 令和6年死亡災害発生状況一覧表

資料2 令和6年業種別・署別労働災害発生状況(確定・新型コロナウイルス感染症を除く)

資料3 愛媛県内の労働災害(休業4日以上)発生状況

資料4 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

資料5 エイジフレンドリーガイドライン(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

令和 6 年 死亡災害発生状況一覧表

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業 種	被 災 者			発注者	発生状況	愛 媛 労 働 局 事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	今治	1月 0時	警備業	男	70	警備員	-	被災者は、一人で施設内の夜間警備中、機械警備の起動装置を動作させるため、施設内の通路を徒歩で移動していたところ転倒し、コンクリートの床に後頭部を打撲したものの、翌朝、施設の者が出勤した際に、倒れている被災者を発見し、搬送先の医療機関で死亡した。	転倒 通路
2	八幡浜	3月 15時	道路建設工業	男	50	土工	地方公共団体	道路災害復旧工事の現場にて、栗石を路面下約3.7メートルの位置に降ろすため、栗石を詰めたモッコ（綱）をドラグ・ショベルでつり上げ、所定の位置に降ろす作業において、上部旋回体を旋回させたところ、その反動でドラグ・ショベルが路肩から転落し、運転席から投げ出された被災者は、立木と当該ドラグ・ショベルのアーム部分に挟まれた。	墜落、転落 掘削用機械
3	八幡浜	6月 0時	パルプ・紙製造業	男	68	貨物自動車運転手	-	被災者は、フェリー乗船のためトラックを岸壁付近に停車し、乗船待ちを行っていたところ誤って海中に転落し、溺死したものの。	おぼれ 水
4	新居浜	7月 13時	一般貨物自動車運送業	女	51	貨物自動車運転手	-	鉄工所の門型クレーンにてトラックへの荷の積み込み作業を行い、その後クレーン運転手が玉掛けに使用していたスリングをクレーンにて荷から引き抜こうとしたところ、スリングが荷に引っかかり、積み込んでいた荷が荷台にいたトラック運転者の上に落下したものの。	飛来、落下 玉掛け用具
5	今治	7月 17時	その他の建設業	男	51	潜水士	民間	沈没したガット船の油抜き作業のため、二人一組で潜水し油が保有されているクレーンポストまでの出入り口として、沈没船の外板（厚さ約10mm）に1m x 1mの開口を設けるため酸素アーク溶断作業を水中で行っていたところ、突然爆発し、2名が被災（1名が死亡）したものの。	爆発 可燃性ガス
6	今治	8月 14時	造船業	男	51	作業員		被災者は、造船所構内の船体ブロック上で、足場材の運搬作業を行っていた。作業中、突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したものの。	高温・低温の物との接触 高温・低温環境
7	新居浜	11月 9時	化学繊維製造業	男	59	化学繊維製造工		2段積みされたフレコンバック（円柱形、1袋の直径110cm x 高さ95cm・重さ約500kg）に雨除けカバーをかけたところ、上段のフレコンバックが周辺で作業していた労働者側に落下し、建屋施設とフレコンバックとの間にはさまれ死亡したものの。	飛来、落下 荷姿の物
8	今治	11月 11時	染色整理業	男	56	漂白・精錬工		約120度の高温の溶液（水・過酸化水素・苛性ソーダ・安定剤等の混合液）について、糸の精練のために使用した後、誤って地下施設に排出してしまい、地下施設にいた労働者が当該溶液を浴びたため、4日後死亡したものの。	高温・低温の物との接触 高温・低温環境
9	今治	11月 9時	造船業	男	44	作業員		造船所構内において、つり上げ過重73.7tのジブクレーンにより、船舶横に立体タラップを設置。その後、立体タラップに取り付けられた玉掛けワイヤーロープ等の取り外し作業を行っていたところ、当該作業が終了していないにもかかわらず、ジブクレーンによるワイヤーロープの巻き上げが行われたため、ワイヤーロープと乗船タラップ手すりの間に労働者の頭部がはさまれ死亡したものの。	はさまれ、巻き込まれ 玉掛け用具
10	今治	11月 8時	造船業	男	53	作業員		クレーンフックに取り付けられた玉掛け用具の不具合確認のためクレーンガーダ上に設置された電気室内の制御盤を確認後、クレーンガーダ下部にある運転室に、はしご道を使用して移動してとところ、被災者が、はしご道の上部3段目ありの踏みさんから落下し、その拍子に落下先の踊り場に設けられた高さ約1.2mの手すりを背中から乗り越え、地上まであわせて約6m落下したものの。	墜落・転落 クレーン
11	今治	12月 10時	道路貨物運送業	男	57	運転手		トラック運転者たる被災者が、作業場の屋根に安全ブロックを介して取り付けられた胴ベルト型の墜落制止用器具を使用し、荷台上で積み込み作業を行った後、墜落制止用器具を着用した状態で被災者自らトラックを発進させたため、腹部が圧迫され死亡したものの。	はさまれ、巻き込まれ その他の用具
12	松山	12月 20時	産業廃棄物処理業	男	56	作業員		被災者2名が、汚染土壌処理場の焼成土排出口付近の炉外ベルトコンベア上で焼成土の処理を行っていたところ、焼却炉排出口から放出された焼成土による熱を浴び、全身熱傷により死亡したものの。	高温・低温の物との接触 その他の装置、設備
13				男	48	作業員			

令和6年 業種別・署別労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症を除く)



愛媛労働局

業種別	局		松山		新居浜		今治		八幡浜		宇和島	
	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年	6年	5年
全業	(13) 1567	(10) 1550	(2) 645	(3) 658	(2) 413	(4) 426	(7) 221	(1) 186	(2) 176	(2) 169	(2) 112	(1) 111
製造業	(6) 423	412	121	113	(1) 146	154	(4) 84	77	(1) 52	(1) 44	20	24
食料品製造業	107	111	50	49	15	21	10	4	25	27	7	10
繊維工業	(1) 8	11	2	1		4	(1) 6	6				
その他の繊維製品	4	5	2	1	2	2	2	2				
木材・木製品製造業	20	24	5	12	6	6			8	6	1	
家具・装備品製造業	1		1									
パルプ・紙製造業	(1) 23	24		1	22	22			(1) 1	1		
紙加工品製造業	31	23	5	1	26	22						
印刷・製本業	2	5	1	3	1	2		3				
化学工業	(1) 12	18	6	3	(1) 6	10				2		3
窯業土石製品製造業	22	13	2	3	2	1	3	3	12	5	3	1
紙業	8	8	2	1	6	7						
非鉄金属製造業	6	2	2	1	4	1						
金属製品製造業	52	58	7	13	18	24	24	18	1	1	2	2
一般機械器具製造業	38	29	12	10	20	16	4	2	2	1		
電気機械器具製造業	8	10	4	6	3	3	3	37	2		1	1
輸送用機械器具製造業	(3) 50	47	3	2	8	4	(3) 34		2		3	4
電気・ガス・水道業	1	1		2	1	1	1	1				
その他の製造業	30	23	17	9	6	9	3	3	1	1	3	3
建設業	4	3	1	1		1	3	1	1			
土木事業	(2) 149	(5) 170	49	(2) 64	44	(3) 47	(1) 22	16	(1) 20	22	14	21
建築工事	(1) 41	(1) 64	15	(1) 23	5	10	7	4	(1) 9	17	5	10
土木造家屋建築工事	65	(2) 71	24	(1) 35	20	(1) 16	9	9	6	4	6	7
その他の建設業	12	13	2	6	3	4	2	2	1	1	4	2
道路・道路旅客業	(1) 43	(2) 35	10	6	19	(2) 21	(1) 3	3	5	1	3	4
道路貨物運送業	27	(1) 12	16	7	4	3	5	(1) 2	1		1	
貨物取扱業	(2) 166	157	81	73	(1) 37	55	(1) 18	11	18	11	12	7
うち港湾運送業	10	17	3	11	5	5	2	1				
農林業	4	7		4	2	4	4	2				
畜産・水産業	36	35	7	4	4	3	1	5	16	18	8	5
商業	23	(1) 43	8	10	4	5	1	1	6	(1) 15	4	12
小売業	19	26	2	3	1	4	1	1	8	11	7	8
金融・保険業	230	(2) 226	109	115	60	(1) 57	28	23	19	(1) 14	14	17
映画・演劇業	168	(1) 167	80	90	46	(1) 38	20	18	14	8	8	13
映画・演劇業	19	13	9	10	5	1	4	1			1	1
通信業	2		1				1	1				
保健衛生業	32	32	19	17	3	6	4	2	4	6	2	1
福祉・福祉施設	19	20	9	15	5	3	5	2				
接客業	218	200	106	106	54	48	26	20	17	18	15	8
接客業	160	137	76	72	39	36	16	9	16	13	13	7
飲食業	82	71	45	40	16	12	8	15	8	2	5	2
清掃・畜産業	54	42	31	24	9	9	6	7	5	1	3	1
その他の事業	(2) 54	(1) 54	(2) 31	(1) 36	2	9	3	5	3	2	3	2
その他	(1) 52	59	29	33	9	13	(1) 5	4	3	6	6	3

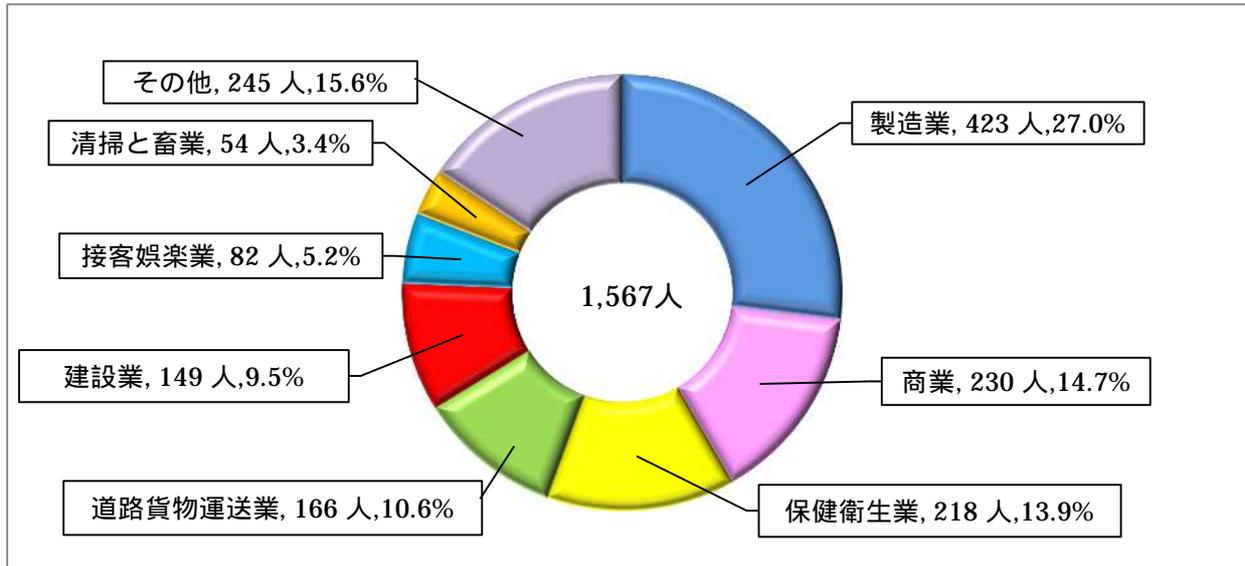
労働者死傷報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、()内は、死亡者数を表し内数である。

愛媛県内の労働災害（休業4日以上）発生状況

愛媛労働局

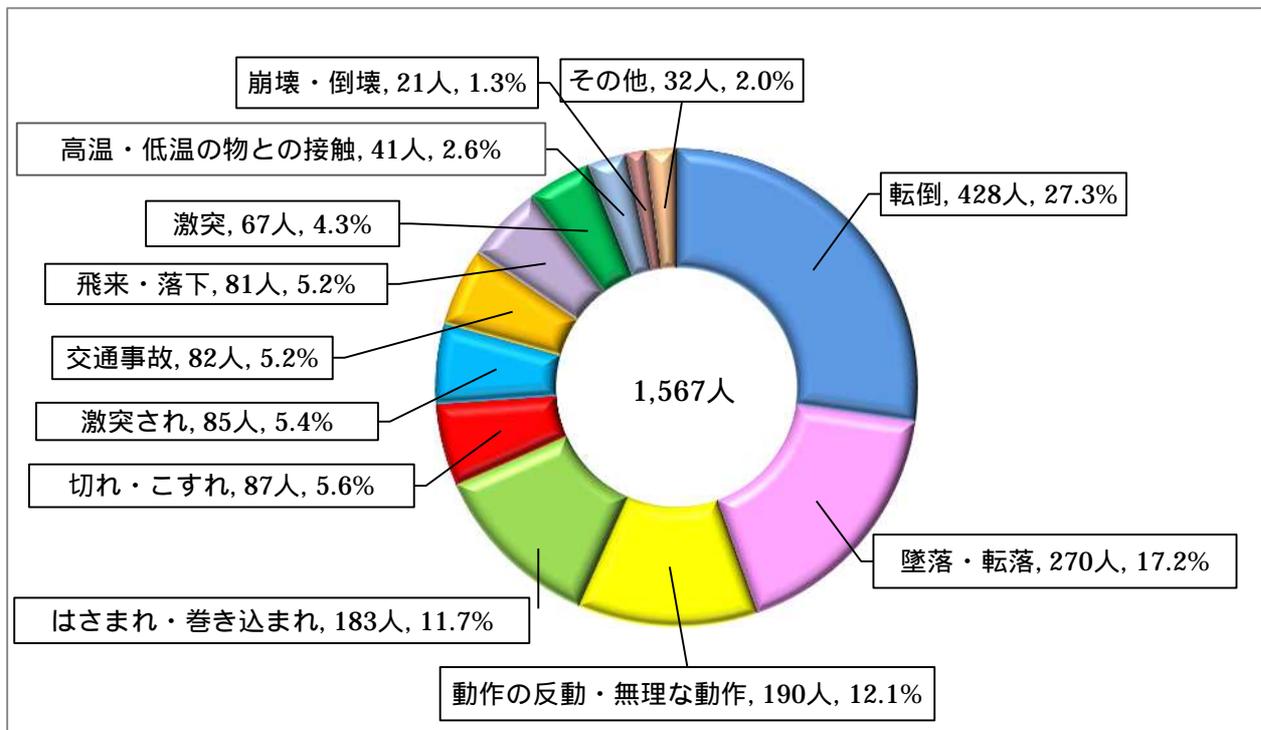
1 全業種における死傷災害発生状況

(1) 令和6年業種別労働災害死傷者数(全業種)



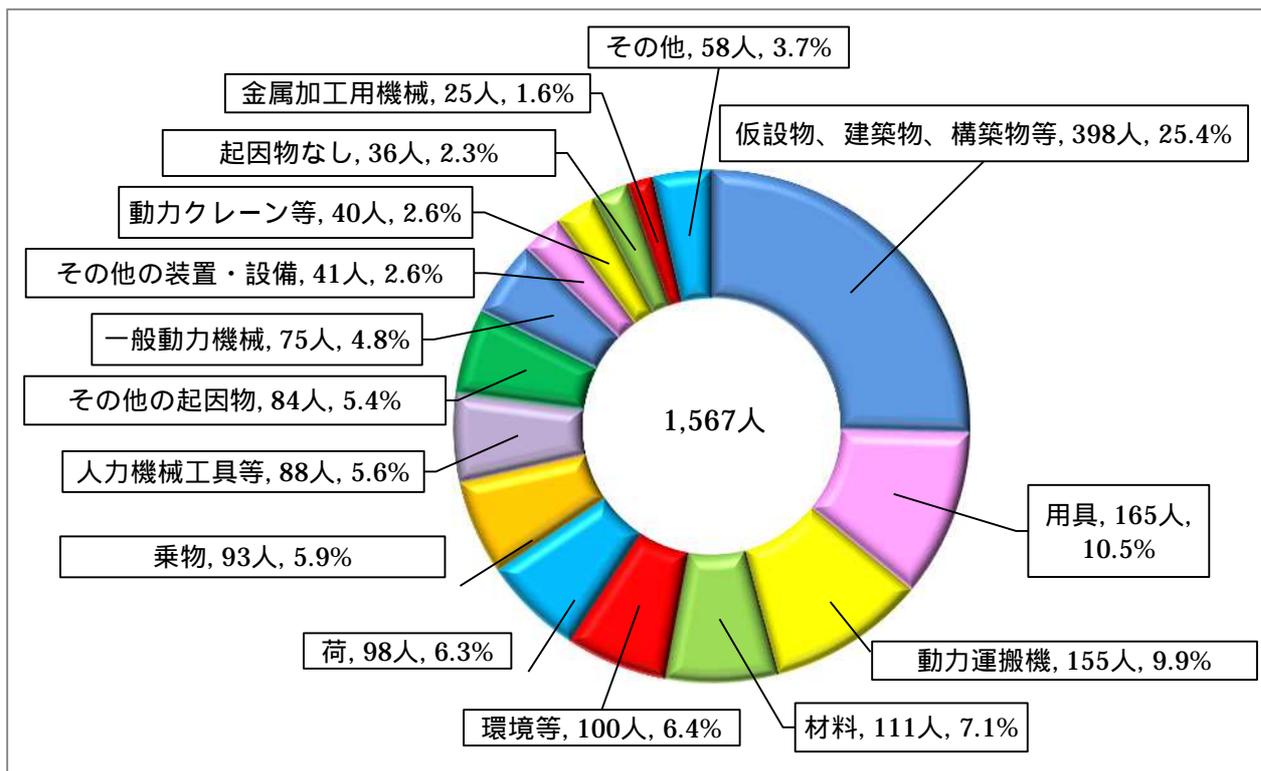
・「製造業」、「商業」、「保健衛生業」、「道路貨物運送業」、「建設業」の5業種で、全業種の75.7%を占めた。

(2) 令和6年事故の型()別労働災害死傷者数(全業種)



「事故の型」とは、「傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象」
 ・「転倒」が事故の型である災害が最も多く、全業種の27.3%を占めた。

(3) 令和6年起因物()別労働災害死傷者数(全業種)

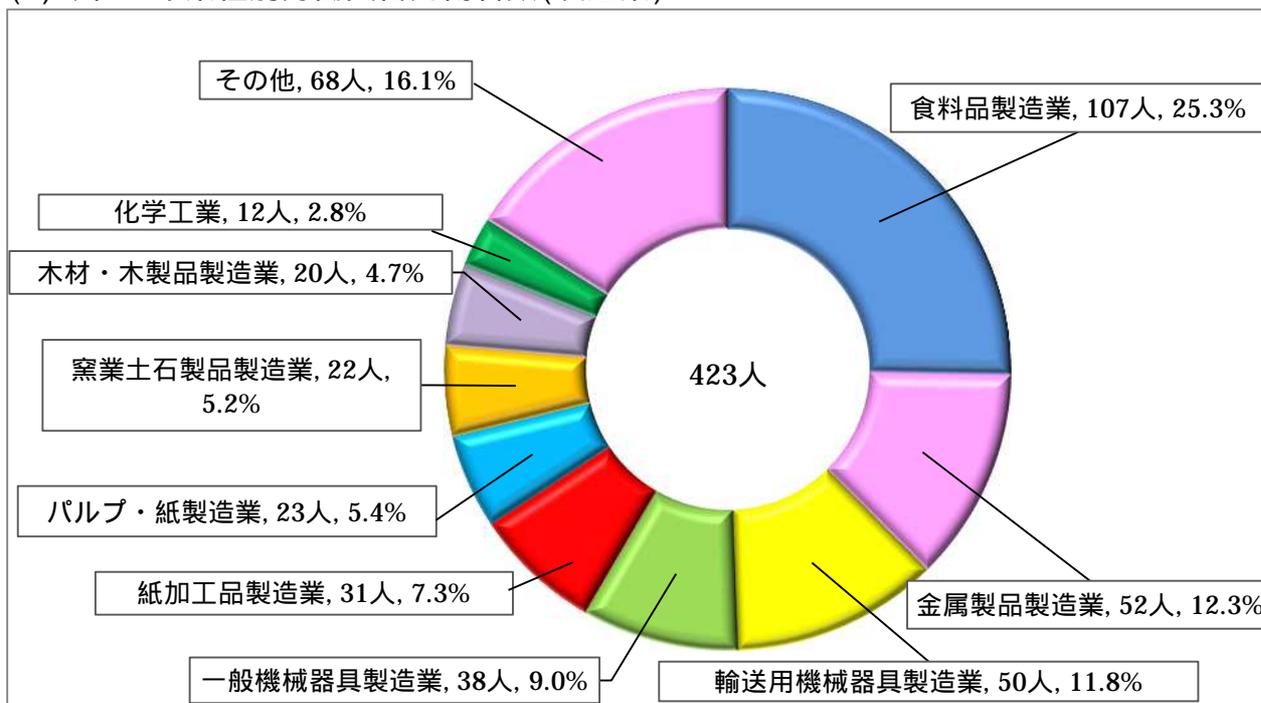


「起因物」とは、「災害をもたらすもととなった機械、装置など」

- ・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、全業種の25.4%を占めた。

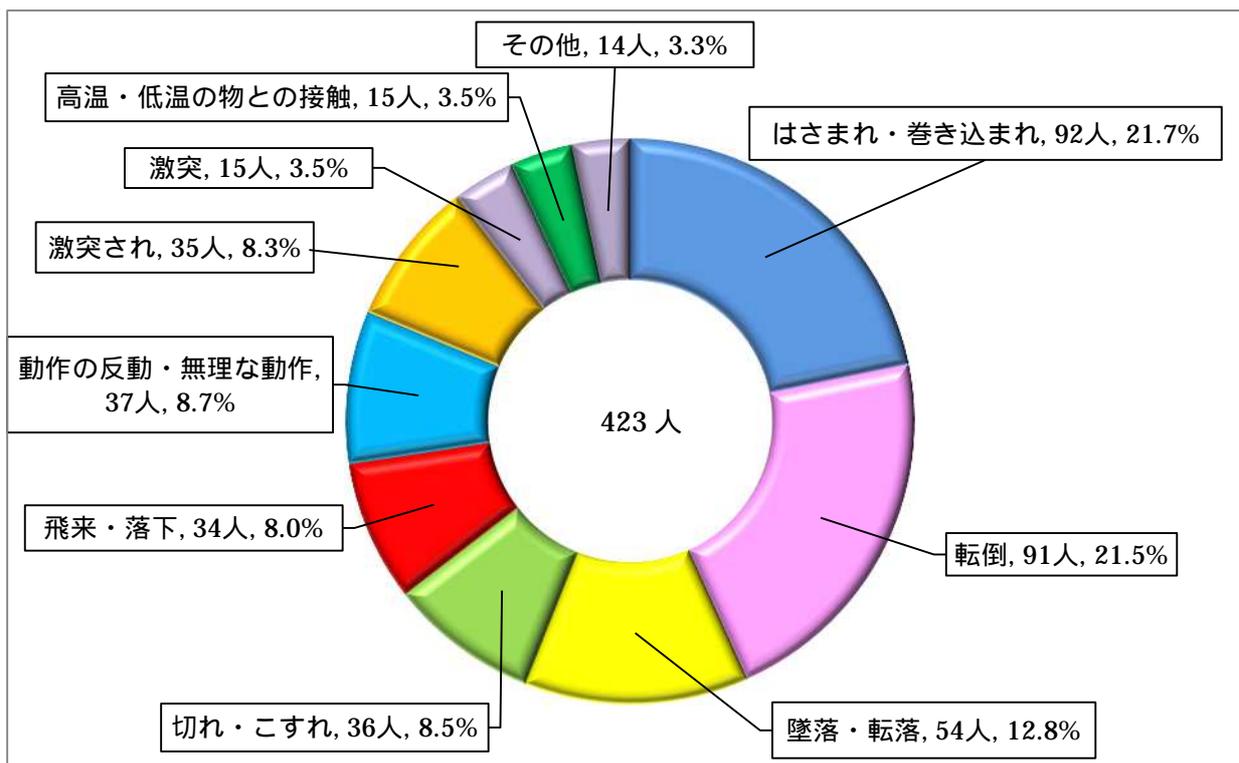
2 製造業における死傷災害発生状況

(1) 令和6年業種別労働災害死傷者数(製造業)



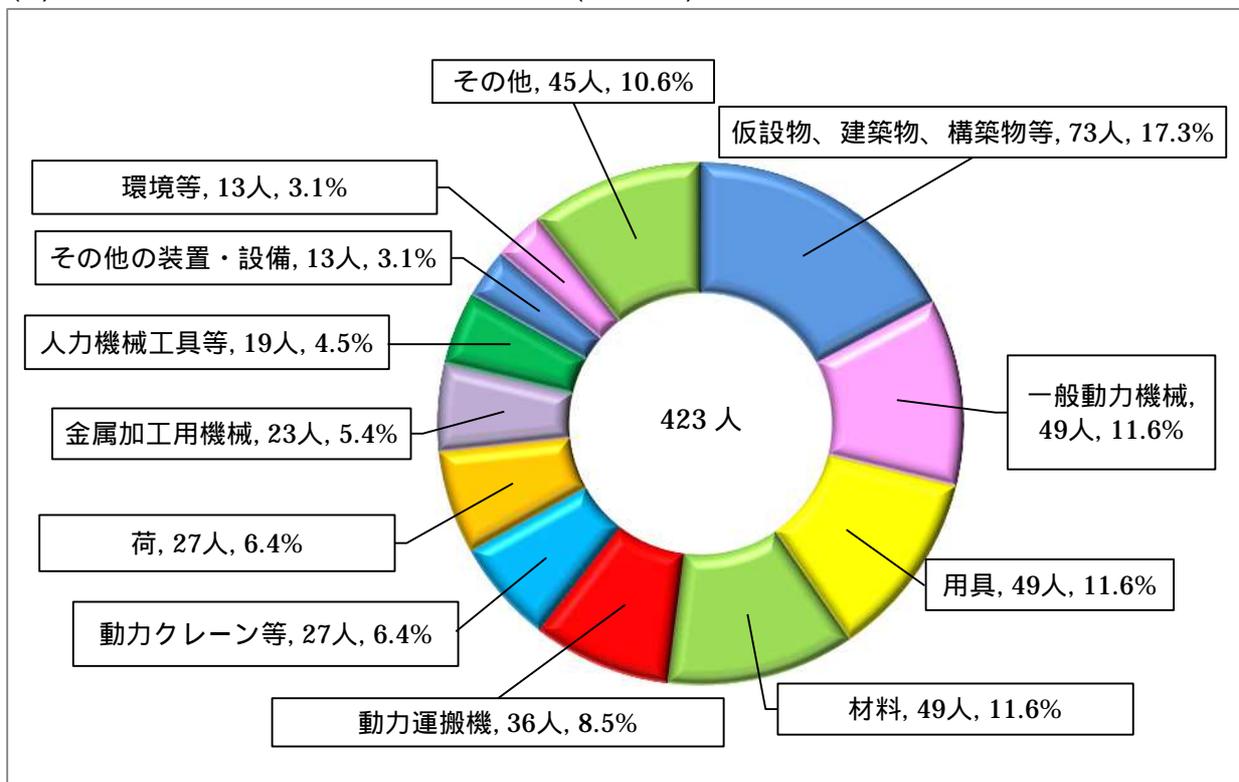
- ・「食料品製造業」における災害が最も多く、製造業全体の25.3%を占めた。

(2) 令和 6 年事故の型別労働災害死傷者数(製造業)



・「はさまれ・巻き込まれ」、「転倒」、「墜落・転落」の3つの事故の型が、製造業全体の56.0%を占めた。

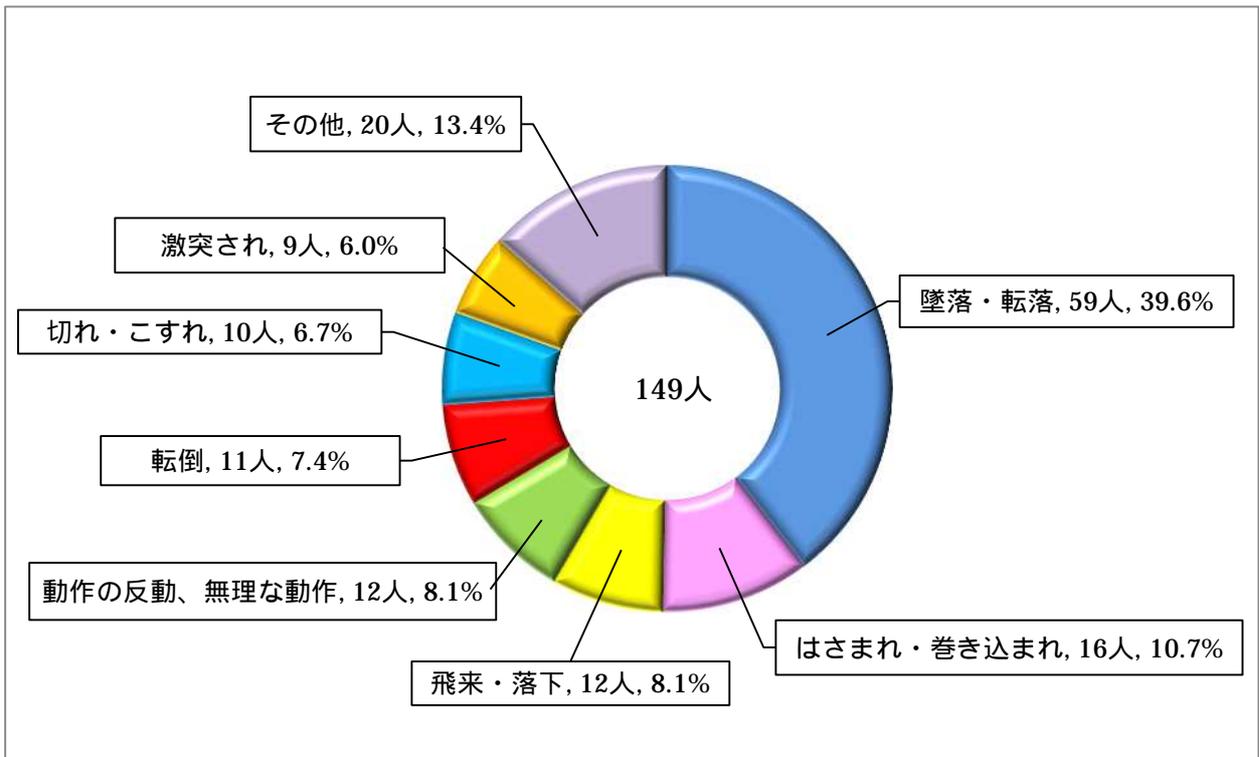
(3) 令和 6 年起因物別労働災害死傷者数(製造業)



・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、製造業全体の17.3%を占めた。

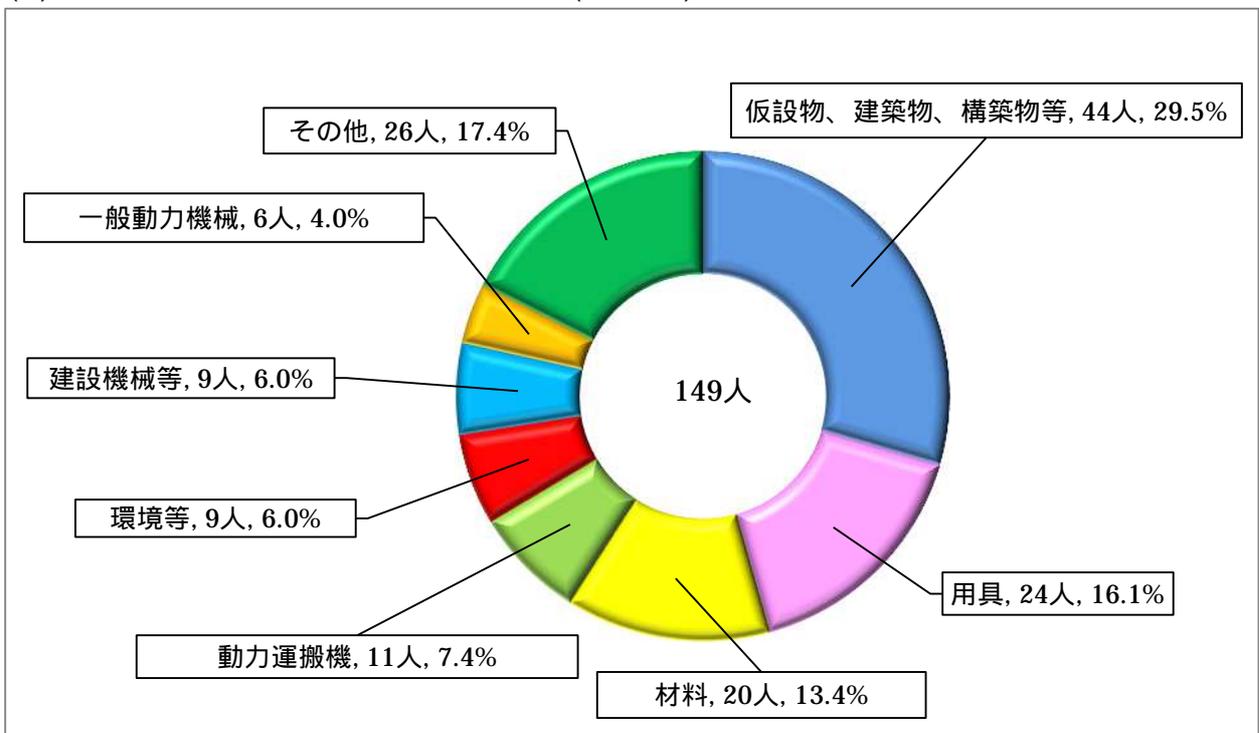
3 建設業における死傷災害発生状況

(1) 令和6年事故の型別労働災害死傷者数(建設業)



・「墜落・転落」が事故の型である災害が最も多く、建設業全体の39.6%を占めた。

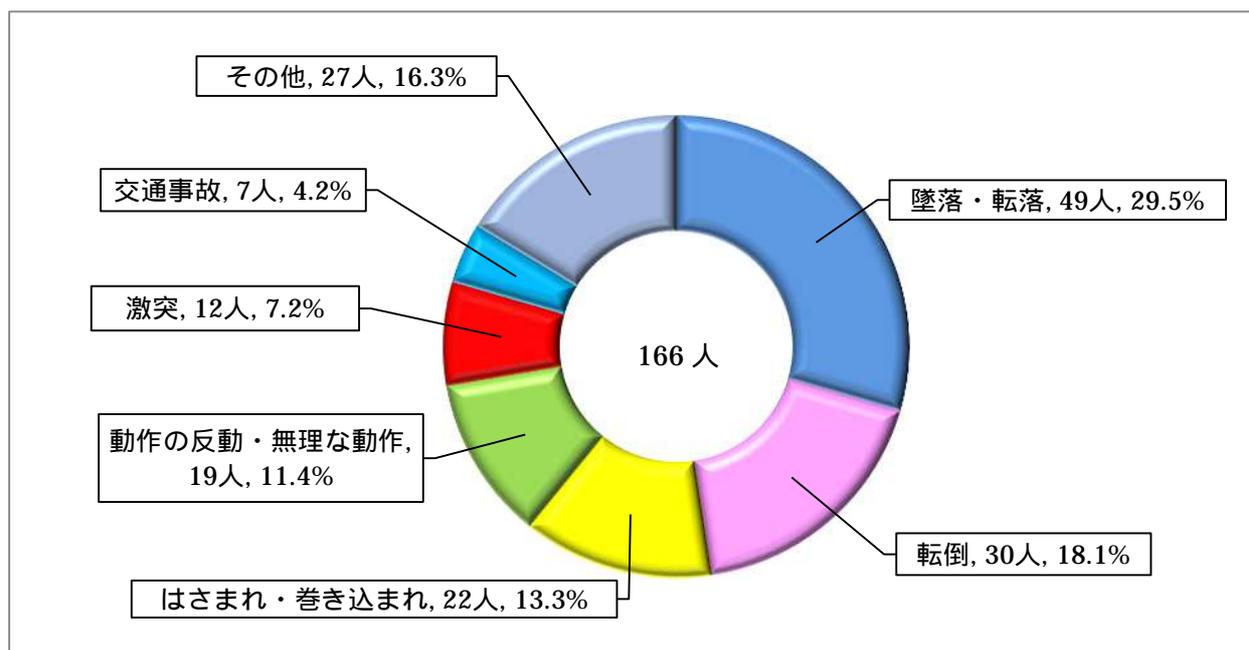
(2) 令和6年起因物別労働災害死傷者数(建設業)



・「仮設物、建築物、構築物等」が起因物である災害が最も多く、建設業全体の29.5%を占めた。

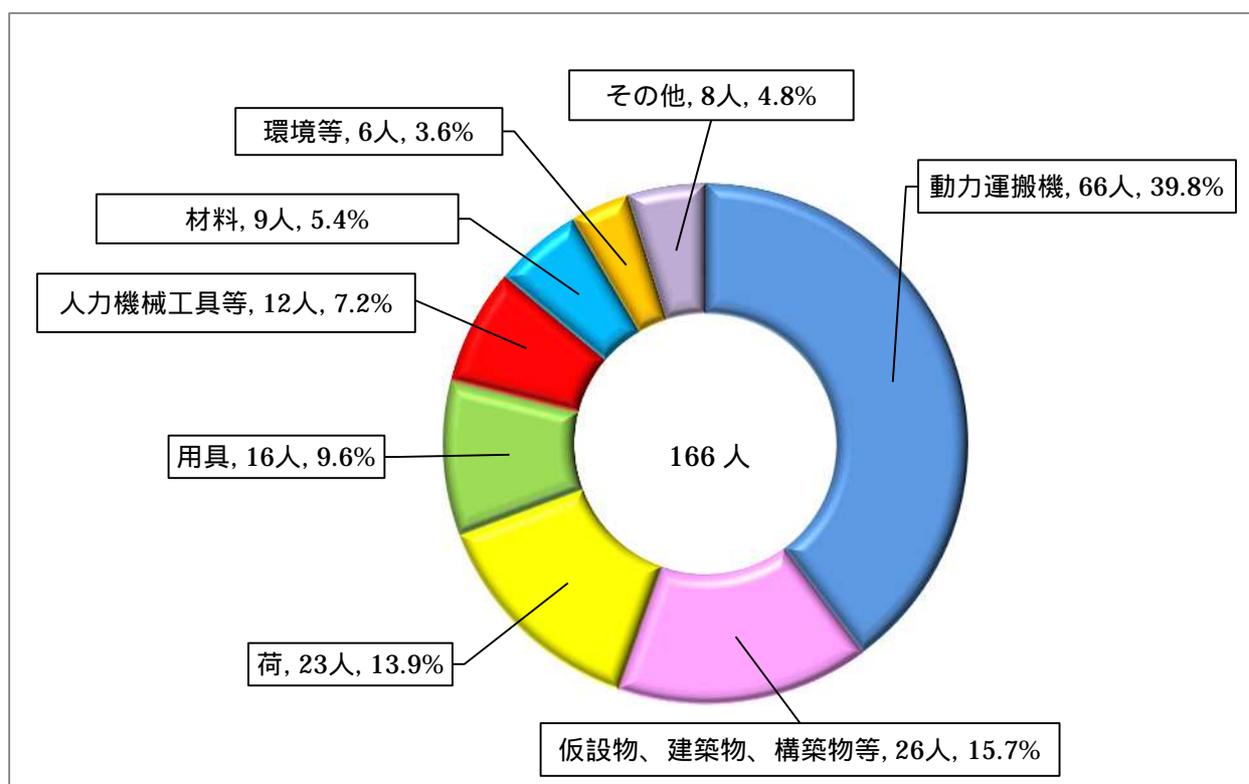
4 道路貨物運送業における死傷災害発生状況

(1) 令和6年事故の型別労働災害死傷者数(道路貨物運送業)



・「墜落・転落」が事故の型である災害が最も多く、道路貨物運送業全体の29.5%を占めた。

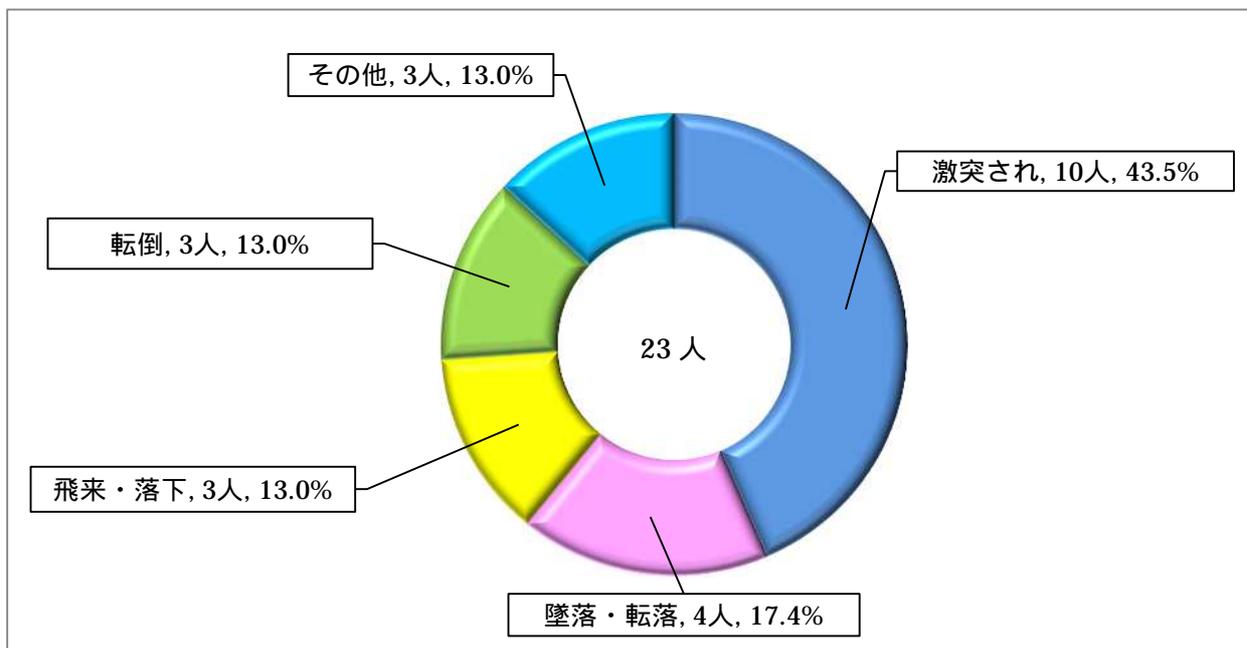
(2) 令和6年起因物別労働災害死傷者数(道路貨物運送業)



・「動力運搬機」が起因物である災害が最も多く、道路貨物運送業全体の39.8%を占めた。

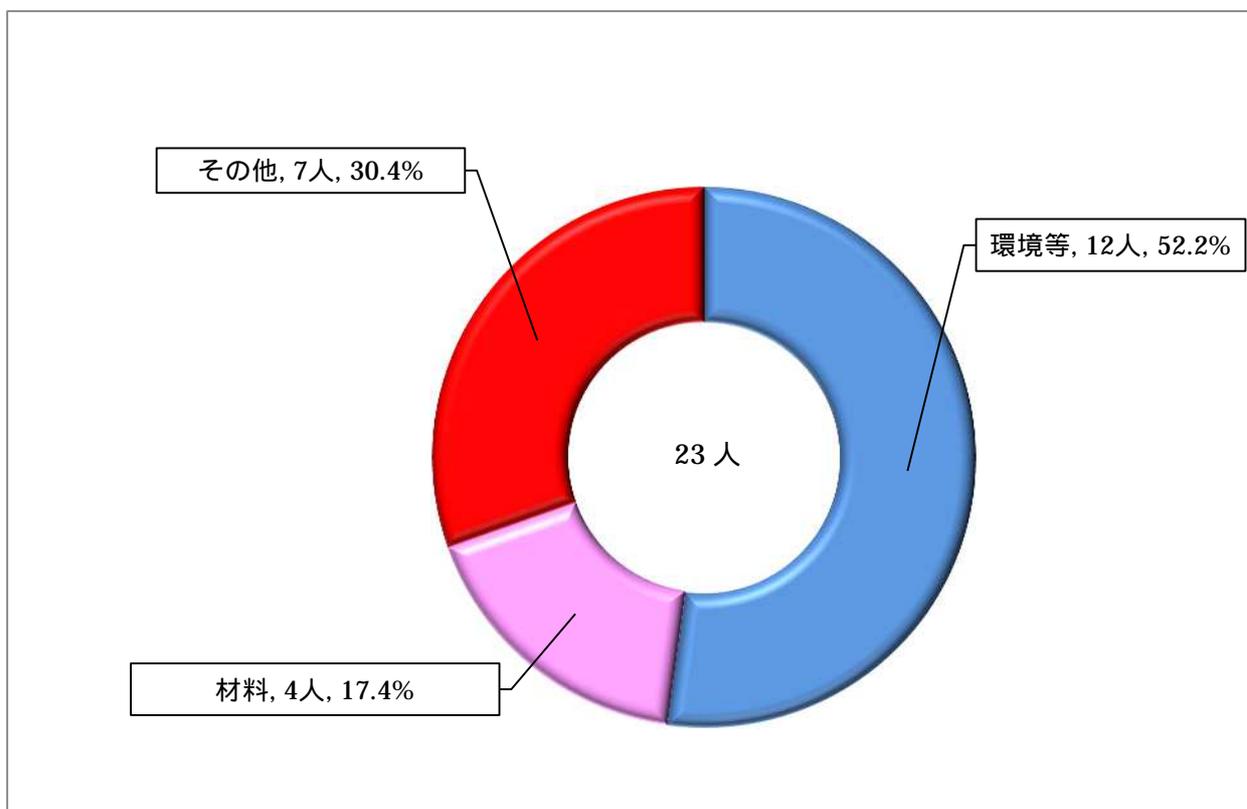
5 林業における死傷災害発生状況

(1) 令和6年事故の型別労働災害死傷者数(林業)



・「衝突され」の事故の型が、林業業全体の43.5%を占めた。

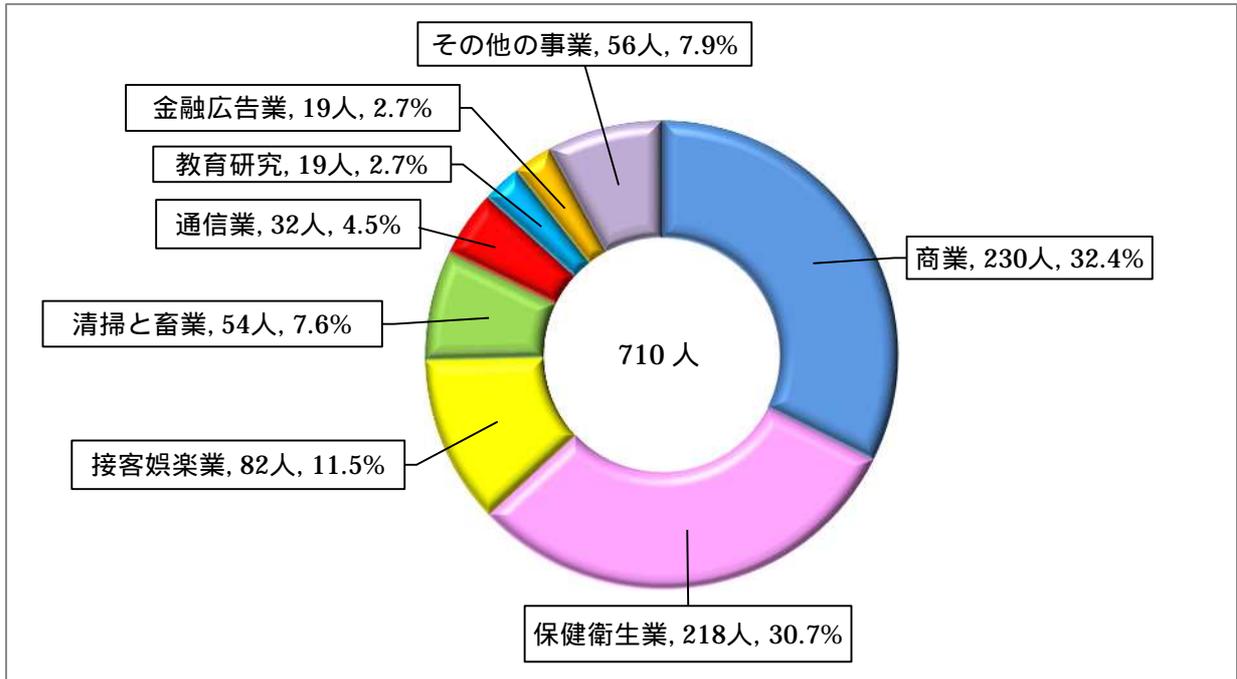
(2) 令和6年起因物別労働災害死傷者数(林業)



・立木や伐倒木等「環境等」が起因物である災害が最も多く、林業全体の52.2%を占めた。

6 第三次産業()における死傷災害発生状況

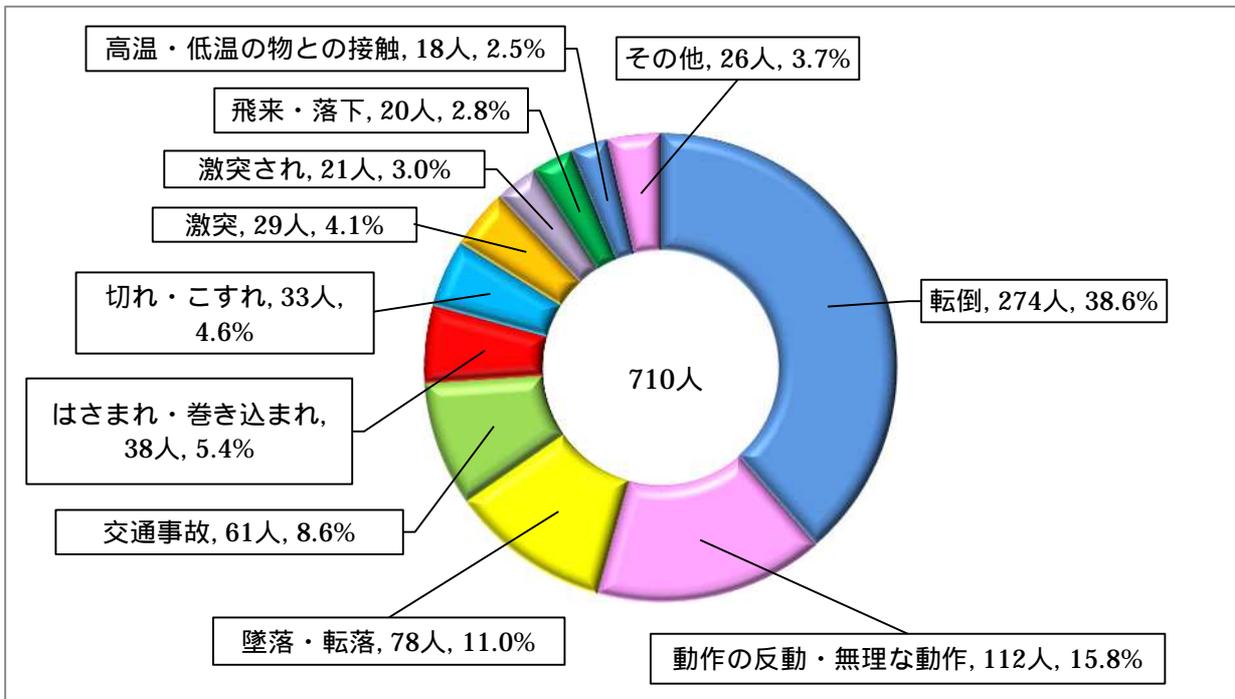
(1) 令和6年業種別労働災害死傷者数(第三次産業)



「第三次産業」とは「商業」、「金融広告業」、「映画・演劇業」、「通信業」、「教育研究」、「保健衛生業」、「接客娯楽業」、「清掃と畜業」、「官公署」、「その他の事業」の総称。

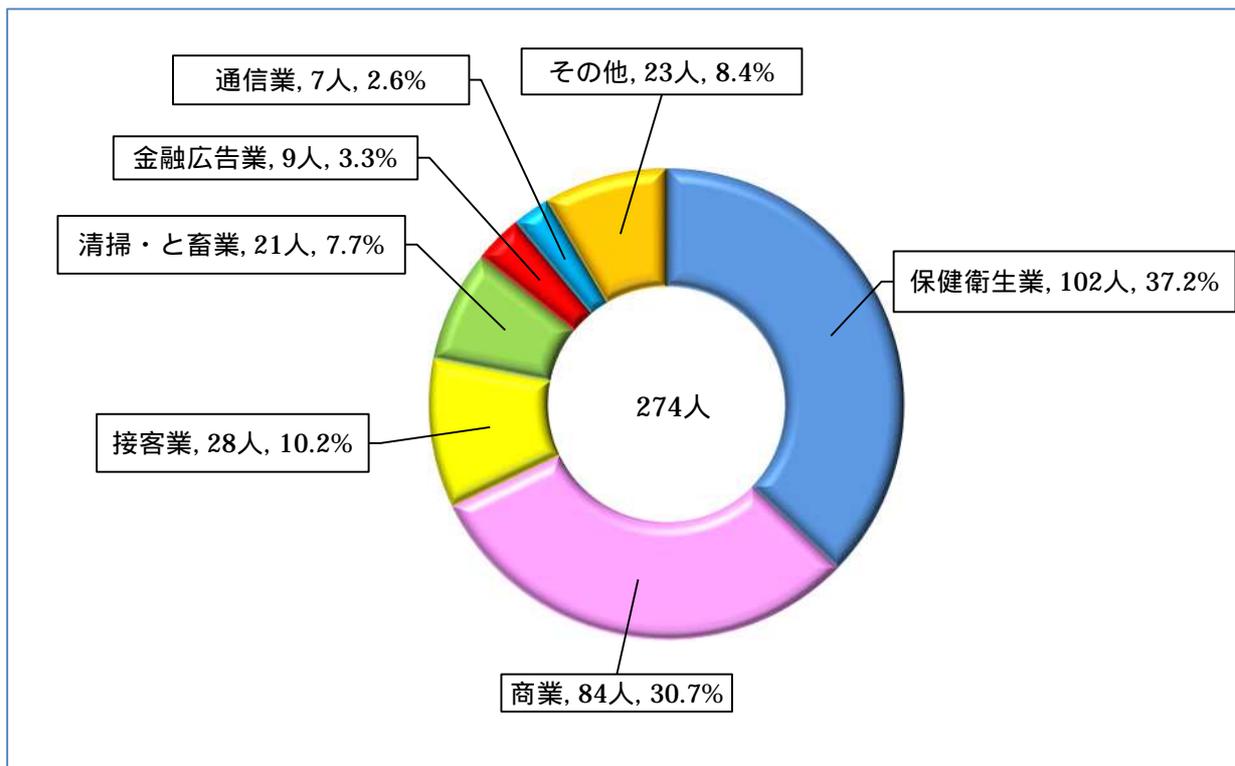
・「商業」、「保健衛生業」の2業種が、第三次産業全体の63.1%を占めた。

(2) 令和6年事故の型別労働災害死傷者数(第三次産業)



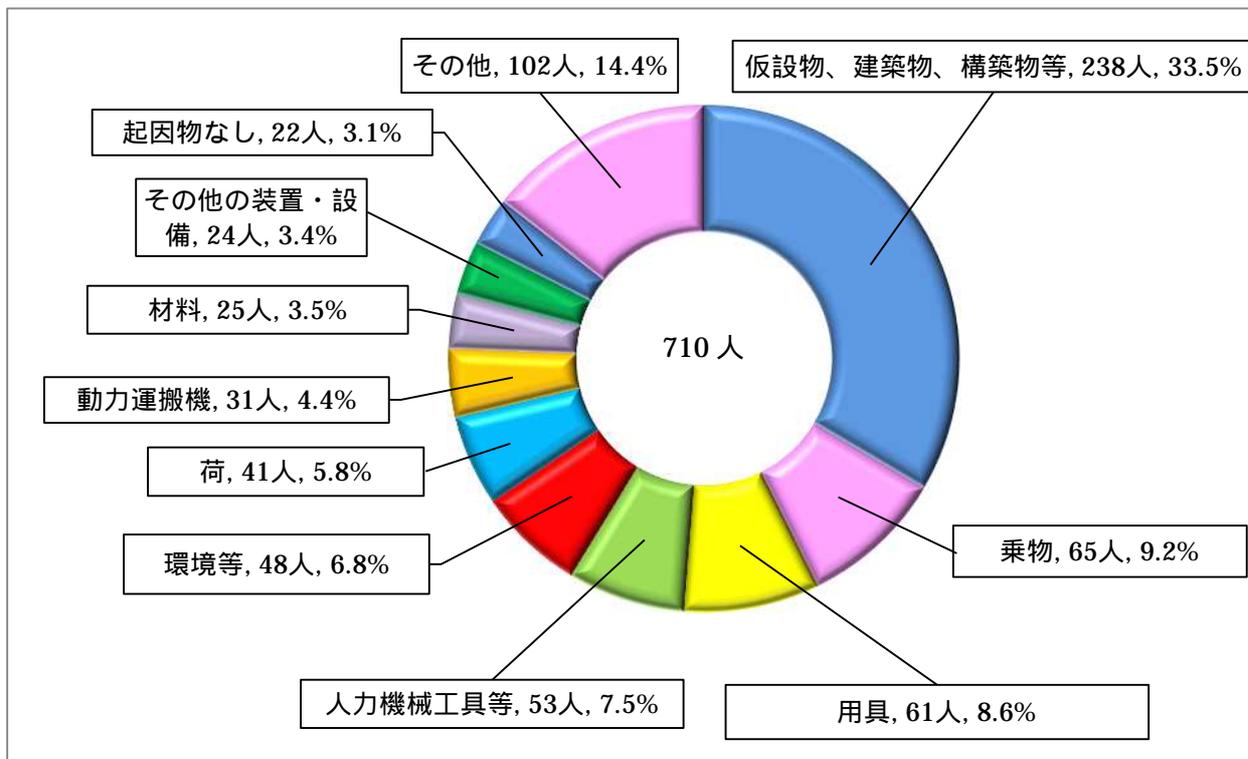
・「転倒」による「全産業」の死傷者428人のうち、274人(64.0%)が「第三次産業」において発生した。

(3) 令和6年転倒災害における業種別労働災害死傷者数(第三次産業)



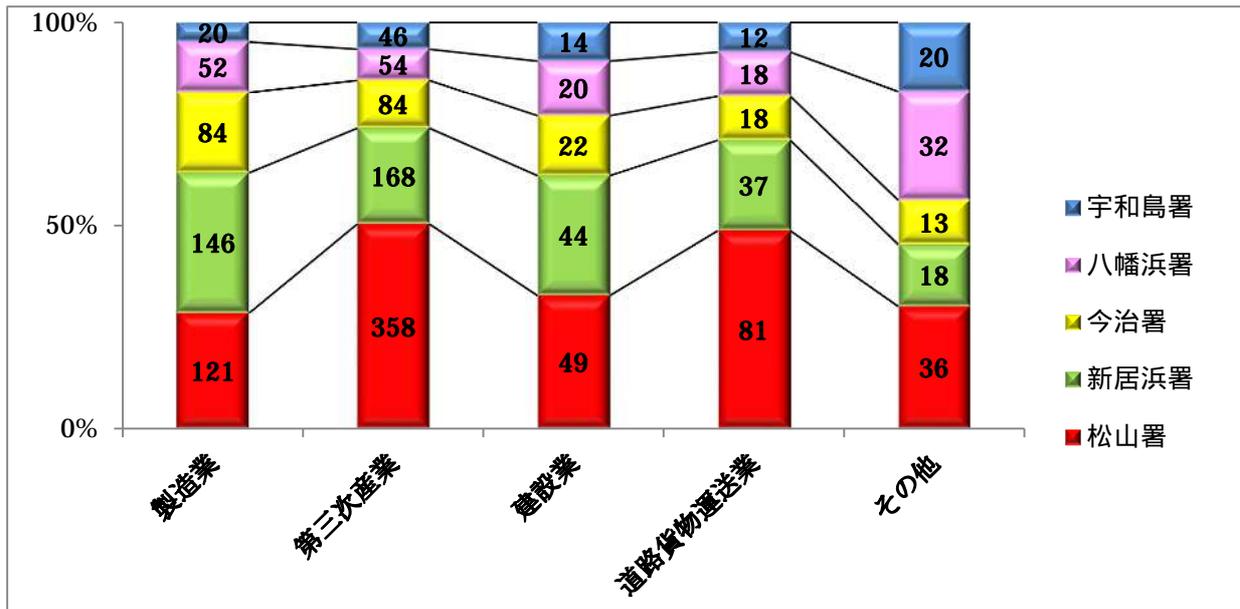
・第三次産業で発生した転倒災害のうち、「保健衛生業」、「商業」の2業種が、第三次産業全体の67.9%を占めた。

(4) 令和6年起因物別労働災害死傷者数(第三次産業)



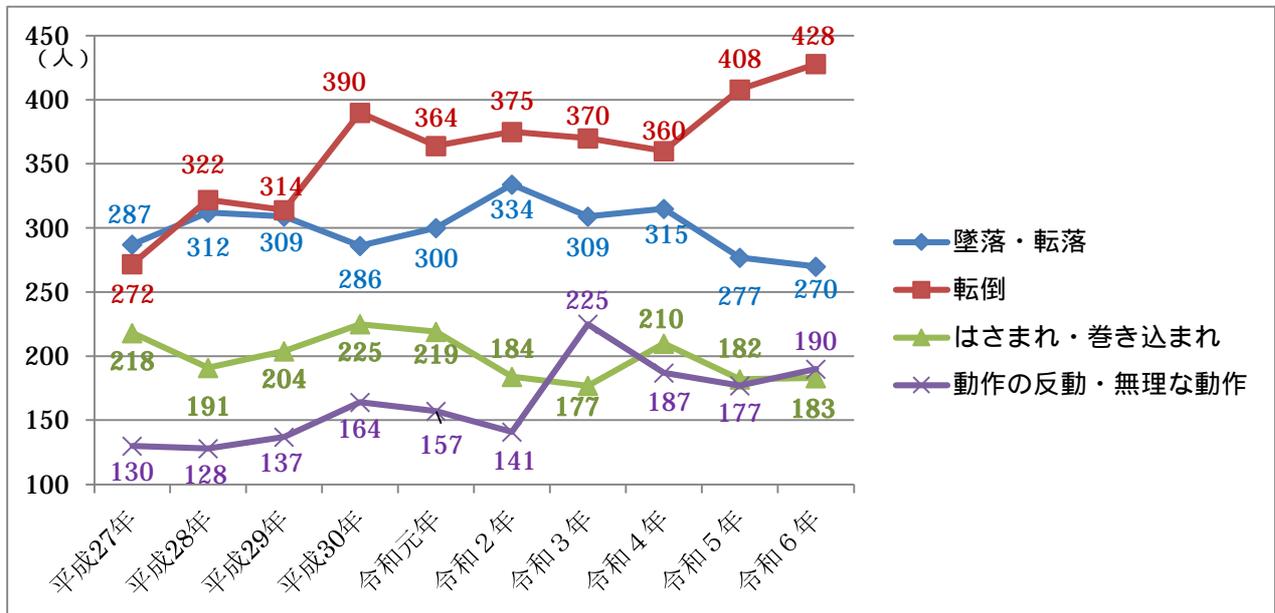
・「建築物等」が起因物である災害が最も多く、第三次産業全体の33.5%を占めた。

7 令和6年業種別・署別労働災害死傷者数と割合



- ・ 製造業の 34.5% (146 人) は新居浜署管内において発生した
- ・ 第三次産業の 50.4% (358 人) は松山署管内において発生した
- ・ 建設業の 32.9% (49 人) は松山署管内、29.5% (44 人) は新居浜署管内において発生した
- ・ 道路貨物運送業の 48.8% (81 人) は松山署管内において発生した

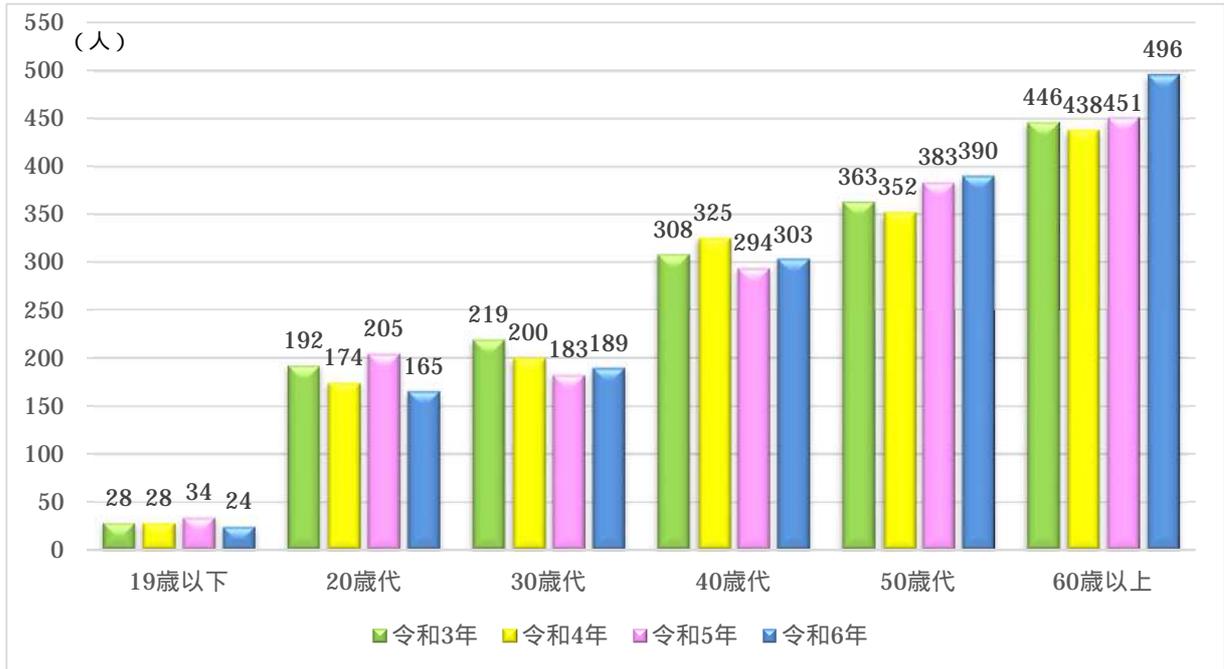
8 発生件数が多い事故の型別労働災害死傷者数の推移



- ・ 「転倒」は増加傾向である(令和6年対前年比20人・4.9%増加)。
- ・ 「墜落・転落」は減少傾向である(令和6年対前年比7人・2.5%減少)。
- ・ 「はさまれ、巻き込まれ」は横ばい傾向である(令和6年対前年比1人・0.5%増加)。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」は令和3年に大幅に増加し、その後は横ばい傾向である(令和6年対前年比13人・7.3%増加)。

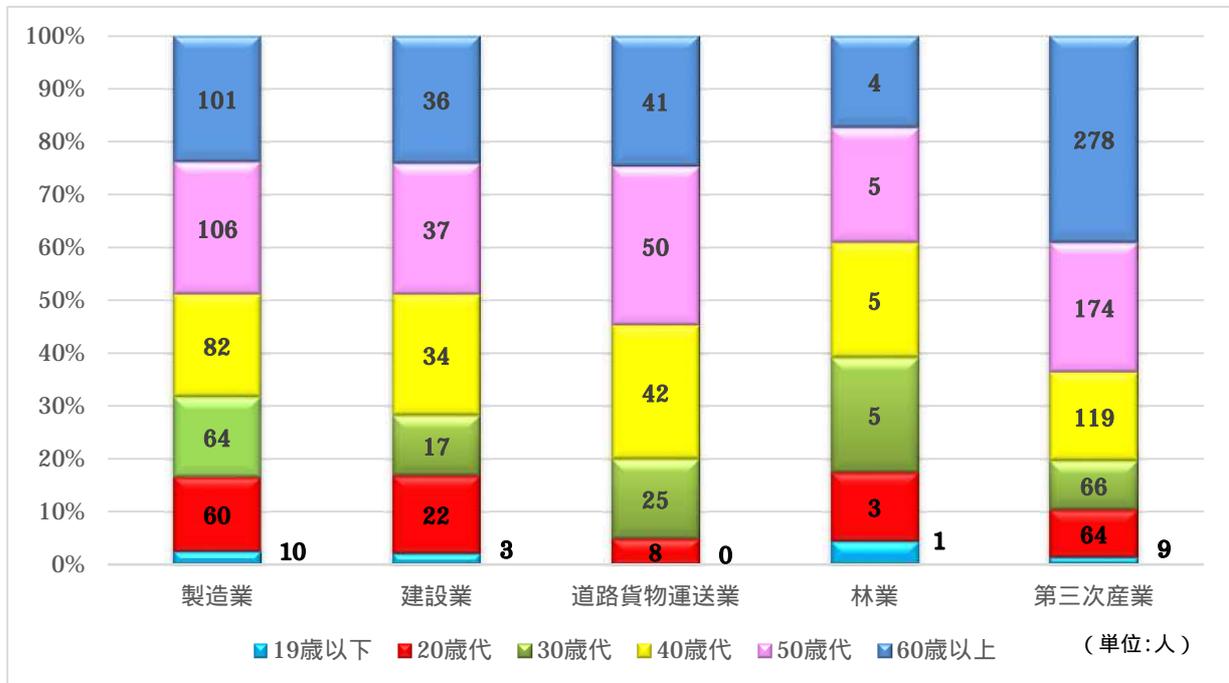
9 年齢階層別の労働災害発生状況

(1) 年齢階層別労働災害発生状況の推移



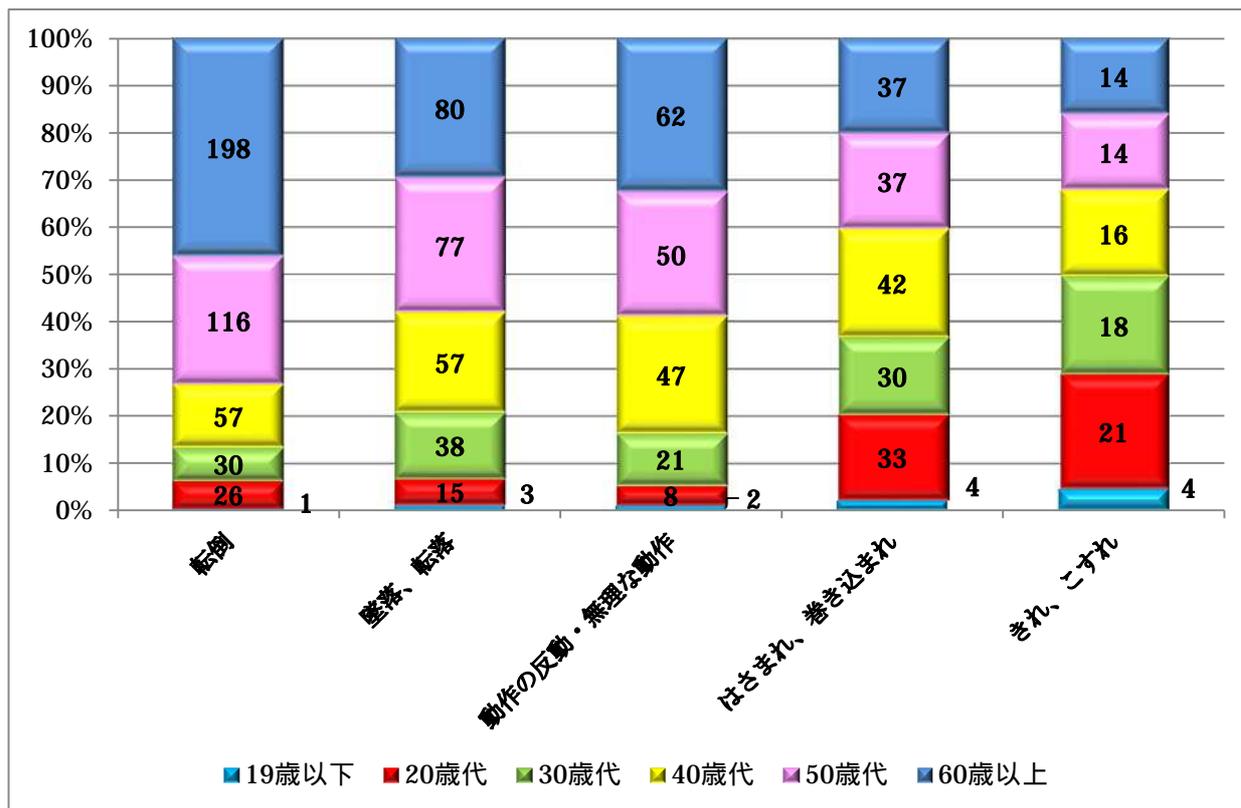
- ・ 60歳以上の死傷者数について、令和6年は45人（10.0%）増加した
- ・ 全死傷者数に占める60歳以上の死傷者数の割合は、令和5年は29.1%であったが、令和6年には31.7%となり2.6ポイント増加した

(2) 令和6年主要な業種別・年齢階層別労働災害死傷者数と割合



- ・ 主要な業種別に見た60歳以上の死傷者の割合は、製造業23.9%、建設業24.2%、道路貨物運送業24.7%、林業17.4%、第三次産業39.2%となっている

(3)令和 6 年主要な事故の型別・年齢階層別労働災害死傷者数と割合



・「転倒」による死傷者のうち、「60歳以上」の占める割合は46.3%、「50歳以上」の占める割合は73.4%であった。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
 事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
 - ▶ **転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入** (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒**
 - ▶ **バックヤード等も含めた整理、整頓** (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒**
 - ▶ 敷地内 (特に従業員用通路) の **凹凸、陥没穴等** (ごくわずかなものでも危険) を確認し、**解消**
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒**
 - ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**
 - ▶ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**
 - ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 - ▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

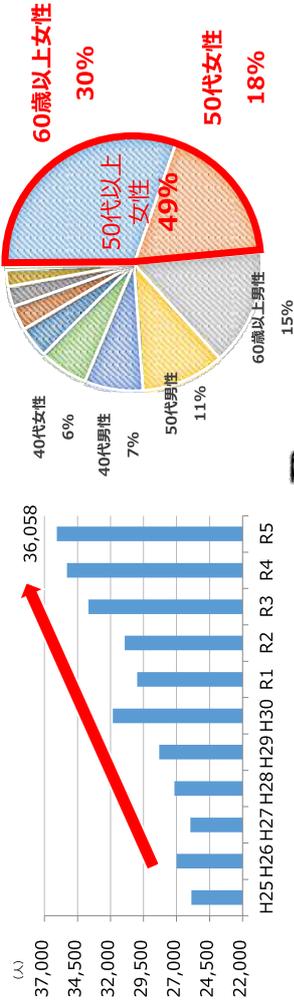
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒**
 - ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にごぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒**
 - ▶ **水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
 - ウエットエリア (食品加工場等) で滑って転倒**
 - ▶ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 - ▶ **防滑床材・防滑グレーチング等の導入**、**摩擦している場合は再施工** (★)
 - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒**
 - ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、**高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」**を利用できます
- 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスを受けられます

職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途

性別・年齢別内訳 (令和5年)



転倒災害による平均休業日数 (令和5年)

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- ▶ **加齢とともにすべての人が、転びやすくなります**
 - ✓ いますぐ「転びの予防 体カチエック」
 - ✓ 「毎日かんたん！ 口コミ予防」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)
- ▶ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」 (出典：健康寿命をのぼそう SMART LIFE PROJECT)



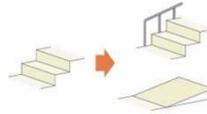
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう

資料5



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇入れ時および定期の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー補助金

